

○新発田市環境美化推進条例

平成12年3月21日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、新発田市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱及び飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理その他必要な対策を講ずることにより、美しく住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 空き缶、空きびん、たばこの吸い殻その他の雑芥類、厨芥類及び粗大ごみをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 空き地 宅地化された状態の土地又はその他の空閑地で現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより、人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。
- (6) 空き地の所有者等 市内の空き地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 雜草等 雜草、低木及びこれらが枯れた状態にあるものをいう。
- (8) 不良状態 雜草等が繁茂し、密集し、又は堆積し、かつ、それらが放置されているため火災、犯罪、交通事故又は衛生害虫の発生の誘因等生活環境を損なうおそれがある状態をいう。
- (9) 公共の場所等 市内の道路、公園、広場、緑地、水路、河川、海岸その他公共の場所及び山林（雑種地を含む。）をいう。
- (10) 飼い主 市民等のうち、飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (11) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所等を汚すことをいう。

（平成15条例66・平成17条例77・一部改正）

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を策定し、これを実施しなければ

ならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、ごみの投げ捨て及び散乱の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、当該事業活動により生じるごみの投げ捨て及び散乱の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者のうち、自動販売機により、缶又はびん等の容器に入れた飲料又は食品を販売する者は、その販売する場所にそれら容器の回収容器を設ける等により、その散乱防止に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、良好な生活環境を保持するため、所有し、占有し、又は管理する土地について適正な管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 空き地の所有者等は、所有し、占有し、又は管理する空き地が不良状態とならないよう、常に適正な維持管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民等の良好な生活環境が損なわれないように努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(周辺自治体の連携)

第8条 市は、環境美化の推進について広域的に対策を講ずることにより効果が期待できる事案については、周辺自治体と情報交換等を行い、連携を図って必要な措置を講ずるものとする。

(平成17条例77・一部改正)

(ごみの投げ捨て等の禁止)

第9条 何人も、公共の場所等において、みだりにごみを投げ捨てし、又は散乱させてはならない。

(飼い主の遵守事項)

第10条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬が公共の場所等においてふんをした場合は、そのふんを直ちに回収すること。
- (2) 公園等の砂場において、飼い犬にふんをさせないこと。

(環境美化巡視員)

第11条 市長は、地域における環境美化の推進を図るため、熱意と見識を有する者のうちから環境美化巡視員（以下「巡視員」という。）を委嘱することができる。

2 巡視員は、市が行う施策への協力その他環境美化のための活動を行う。

（指導及び助言）

第12条 市長は、市民等、事業者及び土地所有者等に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告及び命令）

第13条 市長は、第9条又は第10条第1号の規定に違反した者に対し、投げ捨て若しくは散乱させたごみ又は飼い犬がしたふんを回収するなどの必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、空き地が不良状態にあるとき又は不良状態になるおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去その他不良状態の改善に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、その勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。

（立入調査）

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に必要な場所に立ち入らせ、ごみの投げ捨て及び散乱並びに飼い犬のふん害を防止するため又は空き地の適正管理を促すために必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第15条 第9条の規定に違反し、第13条第3項の規定による命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第10条第1号の規定に違反し、第13条第3項の規定による命令に従わない者は、3万円以下の罰金に処する。

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第66号）

この条例は、平成15年7月7日から施行する。

附 則（平成17年条例第77号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。